

乾燥設備作業主任者技能講習実施のご案内

1. 取得できる資格	乾燥設備作業主任者技能講習修了	
2. この資格が必要な業務	次に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業〔労働安全衛生法施行令第6条第8号〕 (1) 乾燥設備のうち、危険物等に係る設備で、内容積が1 m ³ 以上のもの。 (2) 乾燥設備のうち、(1)の危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの(その最大消費量が固体燃料にあつては毎時10 kg以上、液体燃料にあつては毎時10リットル以上、気体燃料にあつては毎時1 m ³ 以上であるものに限る)又は熱源として電力を使用するもの(定格消費電力が10 kw以上のものに限る)。 (注) 危険物等とは、労働安全衛生法施行令別表第1に掲げる危険物(爆発性の物、発火性の物、酸化性の物、引火性の物、可燃性のガス)及びこれらの危険物が発生する乾燥物をいう。	
3. 講習日程	2025年8月21日 8:35 ~ 18:00 22日 8:40 ~ 18:00	
	※ 遅刻、早退、一時外出等により法令で定められた講習時間を受講できない場合、修了証を交付できません。受講をお断りすることもあります。遅刻しないよう時間に余裕をもってお越しください。	
4. 講習会場	ふくい労基教育センター (TEL 0778-43-7720) 〒915-0242 越前市粟田部町81-2	
5. 受講資格	次のいずれかに該当する者(事業者による有資格の証明および(2)(3)は卒業証明書(写し)が必要) (1) 乾燥設備の取扱いの作業に5年以上従事した経験を有する者。 (2) 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後1年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有するもの。 (3) 学校教育法による高等学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有するもの。	
6. 受講料及びテキスト代(消費税10%対象) 登録番号 T5-2100-0500-0036	受講料 10,450円(内消費税950円) テキスト代 1,650円(内消費税150円)「乾燥作業の安全」 (令和4年6月改訂 第10版) 合計 <u>非会員 12,100円</u> (内消費税1,100円) <u>会員 11,100円</u> (内消費税1,009円)	※ 当協会会員については、テキスト代のうち1,000円を補助しています。
7. 修了試験及び修了証の交付	(1) 所定の科目を受講した者に対して学科による修了試験を行いません。 (2) 講習2日目の修了試験後、即日、合格者には技能講習修了証を交付します。 (3) 当協会発行の他の技能講習修了証をお持ちの方は、今回の講習とともに一枚に統合した修了証を交付しますので、現在所有の修了証の原本は講習日に提出して下さい。	
8. 受講申込手続	(1) 受講を希望される方は、裏面の 申込書 に記入し、下記申込先にご持参、ファックス又は郵送で提出して下さい。日本国籍を有していない方は、氏名を確認できる書面(在留カード、パスポート等)の提示又は写しを提出して下さい(当協会の他の技能講習修了証の記載と相違ない場合は不要)。 (2) 申込書の「乾燥設備受講資格証明」に記入し、事業者証明して下さい。 (3) <u>申込書が適正に受理された場合は、「受講票」を交付します(ファックス等の場合は郵送します)</u> 。また、「写真と確認書類」の用紙もお渡しします。 (4) 申込書が適正に受理され、 <u>受講票が届いた後に</u> ① <u>受講料、テキスト代を、下記の振込口座へ振込み、又は現金で支払って下さい。</u> お振込みの際は、振込手数料をご負担願います。 ② <u>「写真と確認書類」および「受講申込書の原本」を郵送又は直接提出して下さい。</u> ③ <u>旧姓や通称の併記希望の場合は、戸籍抄本、住民票等確認できる書類が必要です。</u> (5) 受講申込の受付は、講習の初日の1週間前までです。(定員に達した時点で締切ります) (6) 納入された受講料は欠講されても返還いたしません。やむをえず受講できない場合には、届け出て、他の人がかわって受講しても差し支えありません。	
9. 申込先	ふくい労基教育センター	TEL: 0778-43-7720
	〒915-0242 越前市粟田部町81-2	FAX: 0778-43-7721
10. 振込口座	福井銀行 松本支店 普通預金 口座番号 1224030 名義: シャ) フクイケンロウドウキジュンキョウカイ	

※ これ以外の講習の日程や申込については、ホームページ (<http://www.fukuirouki.or.jp>) の「講習会のご案内」をご覧ください。

乾燥設備作業主任者技能講習受講申込書

キャンセル待ち

申込みの注意事項

- ※印の「乾燥設備受講資格証明」を受けて下さい。（申込日現在の通算年月を記載してください）
- これまでに福井県労働基準協会発行の技能講習修了証の交付を受けている方は「修了証の統合」の欄も記入して下さい。
- 受講票が届いた後に、この「受講申込書の原本」、および別途お渡しする「写真と確認書類」を提出し、受講料・テキスト代を支払って下さい。
- 遅刻、早退、一時外出等により、法令で定められた講習時間を受講できない場合、修了証を交付できません。受講をお断りすることもあります。時間に余裕をもってお越しください。

講習日時		講習会場	
2025年8月21日 8:35 ~ 18:00 22日 8:40 ~ 18:00		ふくい労基教育センター 越前市粟田部町81-2 TEL: 0778-43-7720	
ふりがな	旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無		有 無
受講者氏名	併記希望の氏名又は通称		
生年月日	昭和 平成 年 月 日	日中に連絡できる電話	
受講者住所	郵便番号【 - 】		
※乾燥設備受講資格	受講資格	<input type="checkbox"/> (1) 乾燥設備の取扱いの作業に5年以上従事した経験を有する者。（学歴不問） <input type="checkbox"/> (2) 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後1年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有するもの。 <input type="checkbox"/> (3) 学校教育法による高等学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有するもの。	
	（いづれかに☑をつけてください）	(2)(3)のみ学歴【 年 月 大学・学校 科卒】 ※学歴確認のため卒業証明書（写し）等を付けてください（原本は事業者で確認してください）	
	上記証明（注）	従事した期間 年 月から 年 月まで 通算 年 月 事業場名 (印) 事業者職氏名	
受講票送付先	(受講票は申込担当者へお送りします。異なる場合は受講票の送付先を記入して下さい) 住所 郵便番号【 - 】 名称		
どちらか○で囲んで下さい。		テキスト（令和4年6月改訂 第10版）	必要 不要
勤務先	事業場名	(該当を○で囲んでください)	
	所在地	郵便番号【 - 】	会員 ・ 非会員
	申込担当者	職氏名	会員加入について 1. 希望あり 2. 希望なし 3. 検討したい
	TEL	FAX	
上記のとおり間違いありませんので受講申込み致します。			受講番号
年 月 日 申込者			
(公社)福井県労働基準協会長 殿		(受講者本人又は事業者)	

修了証の統合	福井県労働基準協会が発行した技能講習修了証を1枚に統合します。（但し石綿作業主任者など下欄にない講習は除きます）		
	<ul style="list-style-type: none"> 右欄の講習のうち、現在所有する福井県労働基準協会発行の技能講習修了証に○印を付けて下さい。 所有する修了証の原本を、講習日に必ず提出して下さい。その修了証と引換えに統合修了証を交付します。 修了証を滅失した場合は◎印を付けて下さい。但し、当協会が修了証を交付している事実が確認できないときは統合できません。 氏名を変更したが書替していない場合は、戸籍抄本（原本）など（変更経緯が分かるもの）が必要です。 【旧氏名: 】 	フォークリフト運転	床上操作式クレーン運転
		玉掛け	小型移動式クレーン運転
		ガス溶接	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
		有機溶剤作業主任者	第2種酸素欠乏危険作業主任者
		乾燥設備作業主任者	特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者
		プレス機械作業主任者	特定化学物質等作業主任者
	金属アーク溶接等作業主任者限定		

【注】この申込書でご提供いただいた個人情報は、この講習の受講者資料として使用し、受講者のご同意なく目的外に利用することはありません

申込先 ふくい労基教育センター ファックス：0778-43-7721